

春季における総合生活改善闘争(2019春闘の取組み)がスタート



組合員のみなさんの期待に応えるため 「収入の向上」をめざして各組合が精力的な交渉を展開!

生保労連は、1月21日に開催した中央委員会で闘争体制を確立し、「総合生活改善闘争・春季方針」に基づき総力を挙げて取組みを推進しています。

1月31日には生保協会との労使協議会において、各組合の交渉を後押しするため、25万組合員を代表して大北委員長より協会長宛てに申し入れを行いました。

具体的には、「組合員の生活の安定・向上」に加え、「『人への投資』を通じたモチベーション・働きがいの向上」および「経済の好循環実現」の観点から、「賃金改善」や「営業支援策の充実」をはじめとした各組合からの要求や協議の申し入れに対して、各経営が誠意ある対応をはかるよう、協会長の特段の配慮を要請しました。

生保労連は、組合員のみなさんの日々の頑張りと期待に応えるため、「働きがい・生きがい」を実感できる総合的な労働条件の改善・向上に向けて、引き続き闘争を展開していきます。



▲生保労連より各経営の真摯な対応を要請
(1月31日 労使協議会)

◆営業職員関係

取組み課題		各組合の取組み状況(2月22日現在)
営業支援策の充実		5組合が回答を引き出し、2組合が大筋合意
賃金改善	月例給与	5組合が回答を引き出し、2組合が大筋合意
	臨時給与	3組合が回答を引き出し、2組合が大筋合意
営業職員体制の発展・強化の取組み		4組合が回答を引き出し、2組合が大筋合意

◆内勤職員関係

取組み課題		各組合の取組み状況(2月22日現在)
賃金改善	月例給与	2組合が要求提出
	臨時給与	5組合が要求提出
	年収制	2組合が要求提出
	パート・契約社員	2組合が要求提出